

及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第4項の規定による届出にあつては欠格要件」に、「提出」を「、法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第5項の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至つた後遅滞なく提出」に改め、同2を同備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

- 2 法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第5項の規定による届出にあつては、「許可の年月日及び許可番号」の欄のみ記入し、欠格要件に該当するに至つたことが確認できる書類を添付すること。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

資源循環推進課

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年12月12日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第30号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

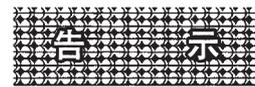
廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（平成20年長野県規則第44号）の一部を次のように改正する。

- 第19条中「第7条第5項第4号のトに」を「第7条第5項第4号のイ又はチに」に、「第7条第5項第4号のト又は」を「第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は」に改め、同条に次の3項を加える。
- 2 条例第21条第6項の規則で定める者は、精神の機能の障害を有する状態となり再生利用業者の業務の継続が著しく困難となった者とする。
- 3 条例第21条第6項の規定による届出は、再生利用業者又はその者の法第14条第5項第2号のハに規定する法定代理人、同号のニに規定する役員若しくは使用人若しくは同号のホに規定する使用人が前項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、第1項第1号及び第2号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。
- 4 知事は、前項の届出書の提出があつた場合において、第2項に規定する者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

資源循環推進課



長野県告示第352号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年12月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
下伊那郡喬木村9117の42・10536の14・10582の8（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、10536の11から10536の13まで
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第353号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年12月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681の613、3681の614
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第354号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年12月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
上水内郡小川村大字稲丘字小池4478の6、4478の7、4486の3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第355号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年12月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
飯田市上飯田8129の20、8129の22、8129の23
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
鉄道用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第356号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年12月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
東御市新張字新張山758の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県松本建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年12月31日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年12月12日

長野県松本建設事務所長 藤池 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松本塩尻線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
松本市県一丁目1141番の17地先から 松本市県一丁目2208番の5地先まで	旧	11.5～22.1	0.2090
同 上	新	22.2～36.2	0.2090

道路管理課

選告示第38号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

令和元年12月12日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順裕

別表中	を	34,906	34,873	に改める。
		318,161	317,955	
		111,538	111,439	
		72,162	72,156	
		46,286	46,239	
		19,598	19,564	
		44,360	44,275	
		13,681	13,654	
		19,192	19,188	
		11,822	11,796	
		18,612	18,582	
		9,030	9,025	
		18,304	18,275	
		7,852	7,828	
		6,545	6,513	
		21,643	21,634	
		18,583	18,587	
		39,507	39,527	
		21,153	21,134	
		8,367	8,362	
27,277	27,279			
6,922	6,907			
22,776	22,760			
7,803	7,758			
8,756	8,739			

選挙管理委員会